

<大信州豊醸倶楽部 会員規約 >

1. <目的> 大信州豊醸倶楽部は大信州酒造株式会社（以下「大信州酒造」という）の趣旨と方針に賛同し、大信州酒造の設立・運営をサポートすることを目的とする。
2. <会員> 大信州豊醸倶楽部会員（以下「会員」という）とは、入会時に会費を一括払いした者を指し、会員はこの会員規約に同意したものとみなす。
3. <会規の変更> 大信州酒造が、円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本会規の内容を変更することが出来る。その場合、変更後の会員規約について、ホームページに記載する手段により公示し、この公示をした時点から、その効力を生じる。
4. <資格> 会員は、満 20 歳以上の個人に限る。
5. <入会審査> 次の各項に該当する場合には、入会を認めないことがある。
 - (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
 - (2) 入会申込者が暴力団その他の反社会的勢力に属する場合
6. <期間> 会員の期間は毎年 5 月 1 日から 4 月 30 日までとする。期間の終期までに脱退の申し出がない限り、会員資格は自動更新されるが、次の期間の会費を一括払いしない場合には会員資格を失う。
7. <会費> 会費は、手いっぱい会員は 1 口 4 万円（税別）、香月会員は 1 口 7 万円（税別）とし、1 人につき 1 口に限る。但し、10 月以降の途中入会は、会費 1 口をそれぞれ半額とする。なお、各イベントへ参加のための交通費などは会費の中に含まれないものとする。
8. <特典>
 - (1) 手いっぱい会員の特典は以下の通りとする
 - ・ 4 月に会員専用特別仕込みの新酒 2 本（各 720ml）、1 2 月に会員専用特別仕込みの火入酒 2 本（各 720ml）の受け取り
 - ・ 蔵内の会員プレートへの名前刻印
 - ・ 蔵内の見学（但し事前予約とする）
 - ・ 会員限定の商品購入機会の提供
 - ・ 大信州手いっぱいの会への無料参加（人数が多い場合には抽選あり）
 - ・ 自米自醸の会（田植えから稲刈りまで自米を作って仕込む）への参加
 - ・ 手の内の会（年 2 回開催）への参加
 - (2) 香月会員の特典は以下の通りとする。
 - ・ 上記（1）の各特典
 - ・ 香月の会（香月シリーズの事前発表会）への参加
 - ・ 垂直テイスティングの利用（会員限定仕込酒を、2 年目から 5 年目まで年末に 1 本送付）
 - (3) 災害・疫病等によりイベントが中止・延期となった場合、大信州酒造は代替措置を講じるよう努める。
9. <登録事項の変更> 会員は、その氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を大信州酒造に通知する。当該変更通知の不在により、大信州酒造から会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、大信州酒造はその責任を負わない。

10. 〈会員の資格喪失〉 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人の審判をうけたとき
 - (3) 死亡
11. 会員が次のいずれかに該当する場合、大信州酒造は、当該会員に事前に通知・勧告することなく、当該会員の資格を停止又は解除することが出来る。
 - (1) 公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (2) 大信州酒造の権利・財産又は他の会員のプライバシーを侵害した場合、またはそのおそれのある行為をした場合
 - (3) 大信州酒造、又は他の会員を誹謗中傷する情報を流したとき
 - (4) 本規約に違反した場合
12. 〈災害等〉 大信州酒造が、冷害、病虫獣害、天変地異等によって運営ができなくなった場合、または同様の理由で廃蔵になった場合、本会は解散し、解散により会員は会員資格を失う。
13. 〈会費の返金〉 第 10 条から前条により会員資格を喪失した場合、大信州酒造は会員に対する会費の返金はしない。
14. 〈個人情報〉 大信州酒造は、申込時に提供される個人情報が外部に漏洩しないよう適切な管理を講じる。但し、法律によって要求された場合又は当社の権利及び財産を保護する場合を除く。